

犬や猫の飼い主の皆さん、 マナーを守って飼いましょう

あなたのマナーは大丈夫？

犬の飼い主の皆さんへ



◇登録はお済みですか

飼い犬は、生涯に一度の登録と毎年の狂犬病予防注射の接種が義務づけられています。

◇散歩時のマナーを守っていますか

散歩をするときは、必ずリード(引き綱)につないで、制御できるようにしましょう。また、フンは必ず持ち帰り、おしっこも臭いが残らないよう、水や消臭剤を持参し、洗い流してください。

◇近隣の方の迷惑になっていませんか

無駄ほえをする場合は、室内へ入れる、散歩に連れて行く、カーテンなどで外からの刺激を遮断するなどストレスを和らげるよう努め、近隣の迷惑にならないようにしてください。

◇もし、飼い犬が人をかんでしまったら…

必ず保健所に事故発生届を提出してください。かんだ犬は獣医師に検査してもらってください。飼い主には、狂犬病の有無を獣医師に診断してもらう義務があります。また、放し飼いは禁止されています。

猫の飼い主などの皆さんへ

◇屋内飼育と終生飼養

屋外は交通事故や感染症の危険など、猫にとって安全な場所



ではありません。また、思わぬ所で近隣に迷惑をかけていることがあります。外に出す場合は、飼い主の連絡先などを明記した迷子札などを付けてください。

また、一度飼い始めたら最後まで責任を持ってください。飼い主とともに生活してこそ幸せなのだということを忘れないでください。

◇不妊・去勢手術

不妊・去勢手術を行うと、性格がおとなしくなる、発情期の鳴き声やストレスがなくなるなどの効果があり、屋内飼育もやすくなります。

◇飼い主のいない猫

面倒を見るのであれば、これ以上不幸な猫が増えないようにする、という強い意識を持つ必要があります。かわいそうだからとえさだけをやることは、結果的にこうした境遇の猫を増やすことになりかねず、周辺環境の衛生問題、ふん尿の被害など、近隣とのトラブルの原因ともなります。

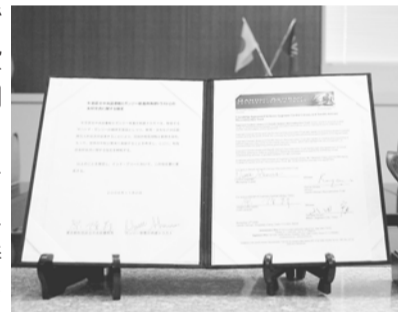
えさをやる場合は、食べ残しの後始末やフンの処理など周辺環境に対する配慮はもちろん、不妊・去勢手術を実施し、不幸な子猫が生まれないように心がけてください。人と猫が共生するためには、こうした猫に対して、近隣の方々の理解と協力が不可欠です。飼い主のいない猫の面倒を見ている方は、近隣地域の住民の理解を得るようにしてください。

39111991

インドの慈善団体と 友好交流の協定を締結しました

—問い合わせは、中央図書館 ☎3391-5754へ。

11月2日(木)、中央図書館はインド国の慈善団体「ガンディー修養所再建トラスト」(本部はデリー)と、教育・文化などの広範囲な人的交流の促進を内容とする『杉並区立中央図書館とガンディー修養所再建トラストとの友好交流に関する協定』を締結しました。来年度の「日印交流年」を前に、区では今年9月から同図書館で常設「ガンディー展」を公開し、両国友好に取り組んでいます。今後、この協定によって、教育・文化などの広範囲な人的交流を視野に入れ、相互理解と一層の友好親善のための取り組みを進めていきます。



▲協定書

自治基本条例に基づく
区民等の意見提出
手続の変更

「広報すぎなみ」10月21日号および11月1日号で「杉並区子ども読書活動推進計画(改定素案)」について、意見提出手続予告および意見提出期間の変更をお知らせしましたが、改定素案について再度検討と調整が必要となったため、意見提出手続を延期します。
意見提出期間や改定素案については、改めて「広報すぎなみ」でお知らせします。
☎中央図書館 ☎3391-5754

「桃井原っぱ広場 「試行ドッグラン」利用者登録



問い合わせは、みどり公園課公園利用係へ。

- 桃井原っぱ広場(桃井3-8)「試行ドッグラン」は、19年1月中旬から試行実施を予定しています。広さは約四三〇㎡で、駐車場はありません。利用には、利用者登録が必要です。
- なお、利用者登録証の交付は、窓口受付、郵送受付とも後日郵送となります。
- ◆利用者登録に必要な書類
 - ①一枚の利用者登録申込書で二頭まで、家族を含めて利用者登録できます。
 - ②利用登録申込書(二枚複写)
 - ③犬の登録が確認できる鑑札のコピー(窓口受付の方も同じ)
 - ④混合格ワクチン接種(一年以上以内)をしたことが確認できる物のコピー(窓口受付の方も同じ)
 - ⑤返信用の封筒(定形のもの)
 - ⑥住所・氏名を記入し、九〇円切手をはったもの
 - ⑦利用登録申込書の配布
 - ⑧12月11日(月)からみどり公園課(区役所西棟五階)、西荻区民事務所(桃井4-3-2)、西荻地域区民センター(桃井4-3-1)で配布します
 - ⑨登録受付
 - ⑩12月20日(水)から
- ◆特別受付窓口を
設置します
当日は、混雑が予想されるため、時間には余裕をもってお越しください。
時・場 12月19日(火)午後1時～4時、6時～8時
区役所西棟五階(東棟三階) 23日(祝)午後1時～4時
西荻地域区民センター二階第一・二集会室(当) 当日、直接会場へ

地元の商店街へ いらっしやい!

頑張る商店会

区には約一四〇の商店会があります。その中のおよそ九〇の商店会が集まってできた杉並区商店会連合会が、今年創立五周年を迎えました。商店会は日々の買い物だけでなく、にぎわいのあるまちづくりのため、様々な活動を行っています。

きれいなまちづくり

カラー舗装(商店街の道路の舗装)、装飾灯(商店街の街路灯)、アーケードの建設・維持、道路に捨てられたガムの除去など

安心・安全のために

防犯カメラの設置、自転車乗り入れの禁止、路上禁煙など

にぎわいのあるまちづくり

各種催し、休憩ベンチの設置など
今年度、西武井荻商店街振興組合では、無料休憩所やだれでもトイレ、貸しギヤラリーなど、コミュニティ機能をもたせた「街の駅」を開設する予定です。現在、19年2月開設をめざして準備中です。

地域との連携

永福町商店街振興組合では高千穂大学生、阿佐谷商店街振興組合と上井草商店街振興組合ではそれぞれ東京大学生と一緒に

商店街と地域の活性化に取り組んでいます。また、東高円寺通り商店街振興組合では女子美術大学などと共に商店街マップを作成中です。

これから年末にかけて、歳末大売出しなど、催しももりだくさんです。お近くの商店街を、ぜひのぞいてみてください。

共通商品券を ご利用ください

区内約二三〇店舗で利用できる共通商品券です。10月1日からは、新たに一部のスーパーでも利用できるようになりました。景品や贈答用に、ぜひご利用ください。
☎杉並区商店会連合会事務局 ☎3220-1221

すぎなみカードを お持ちですか

「すぎなみカード」は阿佐谷、高円寺、荻窪、高円寺、荻窪、妙法寺・松ノ木地区の商店街で利用できる共通ポイントカードです。加盟店でのお買上金額一〇〇円ごとに一ポイントたまり、一ポイント一円として買い物ができます。今年で五周年を迎え、会員も四万人を超えました。入会金、年会費ともに無料です。カードは加盟店でその場で発行できます。加盟店は、のほり、ステッカーが目印です。詳細は、すぎなみカード連合会までお問い合わせください。



☎杉並カード連合会事務局 ☎5305-1850(月～金曜 日午前10時～午後6時)

SUGINAMI INFORMATION 掲示板

年金受給者の皆さんへ 「現況届」の今後の取扱いについて

区では、12月以降も当分の間、これまでと同様に「年金受給権者現況届」のハガキの提出が必

要です。これは、住基ネットに区が参加できないためですが、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

【区】国民課調整担当または国保年金課国民年金係

図書館全館が臨時休館します

図書館利用のサービス充実のため、新システム導入への入替え作業を行います。そのため、次の期間、臨時休館します。また、現在ご利用いただいているカードを新しく切替えます。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。 臨時休館 19年2月16日(金) 28日(水)

【対】中央・永福・柿木・高円寺・宮前・成田・西荻・阿佐谷・南荻窪・下井草・高井戸・方南図書館、和田図書サービスコーナー、馬橋・善福寺ふれあい図書室

【利用】カードの切替え 19年3月1日(木)～20年3月31日(月)

【中央図書館】3391-5754

【高井戸地域区民センター】図書室の臨時休室

19年2月16日(金)～28日(水)まで臨時休室します。なお、臨時休室期間中に閲覧のみ可能な日を設定します。詳しい日程は、改めて「広報すぎなみ」などでお知らせします。

【区】地域課地域係

区議会を傍聴しましょう

第四回区議会定例会は、11月27日(月)に開会される予定です。本会議や委員会は、定員の範囲内でも傍聴できます。

【中】当日、直接区議会事務局(区役所中棟三階)へ【問】同事務局(区役所中棟三階)へ【問】同事務局(区役所中棟三階)へ

①日程の問い合わせは、11月21日以降にお願いします②手話通訳を希望する方は、希望日の四日前までにお申し込みください

政治家の「寄附の禁止」

政治家(立候補予定者を含む)は、選挙区内にある者に対して、その時期や理由を問わず、寄附をすることが禁止されています。これらの違反は罰則の対象になります。ただし、政治団体や親族に対するもの、政治教育集会での実費の補償(食事や食料の提供は禁止)は除かれています。

います。

▽寄附禁止の例

①お歳暮やお中元

②忘年会や新年会などへの寸志や飲食物の差し入れ

③病見舞い

④葬式の花輪や供花

⑤秘書や家族などが代理で出席する場合の結婚祝いや香典

【寄附の勧誘・要求の禁止】

政治家に対して、選挙区内にある者に、寄附を出すように勧誘や要求をすることも禁止されています。

【あいつつ状の禁止】

政治家は、選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状や寒中見舞状などのあいつつ状(電報なども含む)を出すことが禁止されています。

【選挙管理委員会事務局】

戦没者等の遺族の皆さんへ

特別弔慰金が支給されます

戦没者の死亡当時の遺族で、17年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、第八回特別弔慰金として額面四〇万円、一〇年償還の記名国債が支給されます。まだ手続きをしていない遺族の方は、区役所東棟三階五番窓口へ請求してください。

また、区内在住の戦没者遺族の方々に組織されている「杉並区遺族連合会」では、その手続きや会への入会など、遺族に関する相談ができます。

【杉並区遺族連合会事務局】金刺 3333-1568

17年度大気汚染測定結果がまとまりました

区は、区内の大気汚染状況を把握するため、四地点で大気汚染物質を常時測定しています。

17年度の項目別の測定結果(年平均値)と環境基準達成状況

17年度の大気汚染測定結果(年平均値)と環境基準達成状況

Table with 6 columns: 測定室名, 二酸化硫黄, 二酸化窒素, 一酸化炭素, 光化学オキシダント, 浮遊粒子状物質. Rows include 区役所前青梅街道沿い, 富士見丘放射五号線沿い, 高円寺環状七号線沿い, 久我山苗圃住宅地域.

※①単位=ppm。ただし浮遊粒子状物質はmg/m³。②()内は、環境基準に対する評価。○=基準達成、×=基準非達成。短期=環境基準に対する短期的評価。長期=環境基準に対する長期的評価。

募集します

ケア24非常勤職員

【区】地域包括支援センターでの総合相談業務と介護予防事業の業務など▽勤務場所 11ヶ所

古本の寄付をお願いします

杉並ボランティア活動推進センターでは、NPO法人チャイルド・ファンダ・ジャパンと共催し、フィリピンの子どもたちが学校へ通うことができるよう

に支援するため19年3月24日(土)に「杉並発!チャリティー古本市」を開催する予定です。古本市に出品するため、寄付して

不燃化促進住宅入居者

次の地域で自己居住用住宅を耐火建築物などに建て替える場合、空室があれば、工事期間中の一時移転先として不燃化促進住宅を利用できます。

【対象地域】 蚕糸試験場・氣象研究所跡地周辺地区地区計画区域、天沼三丁目地区、防火地域、杉並区防災都市づくり調査

における十二丁目、新たな防火規制区域など▽利用住宅 和田住宅(和田3-41-27)、馬橋住宅(阿佐谷北5-8-16)

▽月額家賃 2DK 5万円、3DK 7万円(別途共益費月額2400円)▽空室の申込期間 毎月1日～10日までの月々金曜日(抽選)【申】まちづくり推進課(区役所西棟三階)へ

特別養護老人ホームが開設します

19年8月に、特別養護老人ホームサンフレンズ善福寺(善福寺3-27)が開設します。全室個室で一〇名程度のグループを生活の単位とし、介護サービスを提供する区内で初のユニット型特別養護老人ホームです。

【内入対象者】 要介護1以上の方で常時介護を必要とし、在宅で介護を受けることが困難な方▽月額負担 要介護度や所得

などにより、七万五〇〇円～一五万円(理美容料金などの実費負担は除く)程度▽運営事業者 11名(サンフレンズ)定員 30名(受付開始 12月1日)【申】申し込み方法 本人または家族が「入所申込書」と「入所申込者状況票」(区内または区外協定特別養護老人ホーム・各ケア24にあり)を、区内または区外協定特別養護老人ホームへ。すでに区内または区外協定特別養護老人ホームへの入所申し込みをされている方で、サンフレンズ善福寺への入所を希望する方も、改めて変更の申し込みが必要で

す【問】高齢者施策課

【南伊豆健康学園の19年度入園期間】 19年4月～20年3月【区】区内小学校に在学する三～六年生(現二年～五年生)で、肥満・ぜん息・偏食・虚弱の児童(月額二万八〇〇円(食費・雑費)【申】19年2月5日までに各小学校へ

【南伊豆健康学園の19年度入園説明会】 12月8日(金)午後2時～【場】教育委員会(区役所東棟六階)【学】園紹介ビデオ上映と学園職員による生活・学習の紹介【申】当日、直接会場へ

【学】務課就学奨励

【学】務課就学奨励

【学】務課就学奨励

【学】務課就学奨励

【学】務課就学奨励

【学】務課就学奨励

【学】務課就学奨励

【学】務課就学奨励

【学】務課就学奨励

【学】務課就学奨励

【学】務課就学奨励

【学】務課就学奨励

【学】務課就学奨励

【学】務課就学奨励

SPORTS
スポーツのある暮らし 健康の第一歩

競技大会

●**区民体育祭スポーツ・レクリエーション大会**
◇**パドルテニス**

時19年1月28日(日)午前9時～午後7時(場)荻窪体育館(荻窪3-47-2) 内種目=男女混合団体戦(対)区内在住・在勤・在学の方(定)80名(費)20円(保険料) 申往復ハガキ(4面記入例参照)で、12月25日までに区パドルテニス協会・柵山龍男(〒168-0063和泉2-9-4)へ(先着順) 同協会・柵山☎5932-5774(午前10時～午後6時) 他①申し込みは個人単位で組み合わせは事前に決定②ラケットの貸し出しあり

スポーツ教室

●**太極拳** ③教室番号「0247」

時19年1月12日～2月16日の毎週金曜日、午前11時～午後1時(計6回) (場)荻窪体育館(対)区内在住・在勤・在学で16歳以上の方(定)70名(抽選) (費)1300円(申)往復ハガキ(4面記入例参照)に生年月日も書いて、12月4日(必着)までに荻窪体育館(〒167-0051荻窪3-47-2)へ(同)同体育館☎3220-3381(他)託児あり

●**脂肪燃焼系パワーヨガ** ③教室番号「0270」

時19年1月11日～1月25日の毎週木曜日、午前11時

③の教室は、さざんかねっと「http://www.yoyaku-sports.city.suginami.tokyo.jp/rasgiusr2」で申し込みできます。個人利用者登録(区内在住・在勤・在学の方)が必要です。申し込みは11月21日午前8時30分からハガキ締切日まで。定員を超えた場合は初めて申し込んだ方を優先する場合があります。

～午後1時(計3回) (場)永福体育館(対)区内在住・在勤・在学で16歳以上の方(定)40名(抽選) (費)700円(申)往復ハガキ(4面記入例参照)に生年月日も書いて、12月2日(必着)までに永福体育館(〒168-0064永福3-51-17)へ(同)同体育館☎3328-3146(他)病気やケガをしている方のご遠慮ください

●**卓球(中級)** ③教室番号「0201」

時19年1月12日～3月2日の毎週金曜日、午後7時～9時(計8回) (場)高円寺体育館(対)区内在住・在勤・在学で16歳以上の中級者(定)40名(抽選) (費)2400円(申)往復ハガキ(4面記入例参照)に生年月日も書いて、12月2日(必着)までに高円寺体育館(〒166-0003高円寺南2-36-31)へ(同)同体育館☎3312-0313(他)車・バイクでの来場はご遠慮ください

●**区民スケート教室**

時12月10日(日)、19年1月21日(日)、2月18日(日)午前7時45分～9時45分(区共催) (場)明治神宮外苑アイススケート場(新宿区霞ヶ丘町11-1) (対)区内在住・在勤・在学の方(費)各回中学生以下500円、高校生以上800円(別途貸靴代500円) (申)当日、直接会場へ(同)区スケート連盟・柴田☎3391-8593(平日は夜間のみ) (他)①長ズボンで、手袋・帽子を持参してください②安全には十分配慮しますが、万一の事故の場合、治療費などは参加者の負担になります

●**杉並区水泳指導員養成講習会・検定試験**

時・内学科=19年1月19日(金)・26日(金)、2月2日(金)午後6時30分～9時(水泳の管理と保険、初心者水泳指導法、救急法など)▷実技=1月22日(月)・24日(水)・29日(月)・30日(火)午後7時～9時(各種泳法)▷検定試験=2月3日(日)午前10時30分～午後3時(場)高井戸地域区民センター・高井戸温水プール(高井戸東3-7-5) (対)区内在住・在勤・在学・区内スイミングクラブ在籍の18歳以上で100m個人メドレーが泳げる方(定)30名(費)無料(検定料2000円) (申)往復ハガキ(4面記入例参照)にテキストとして使用する「新水泳指導教本」(2520円)・「競技役員の手引き」(1000円)の購入希望有無も書いて、12月15日(必着)までに杉林典子(〒166-0001阿佐谷北3-4-23)へ(同)松井☎3303-5618(他)手話通訳を希望する方は申し込みハガキにその旨を記入してください

訂正とおわび ①9月11日付広報8面「体育施設の年末年始開場日を一部拡大します」記事中で、塚山公園運動場と柏の宮公園庭球場は休場すると掲載しましたが、開場の誤りでした。②11月11日付広報2面「エイズ予防・HIV検査」記事中、平日検査の受付時間は午前9時～10時30分の誤りでした。

情報
ぼけっと
区の後援・その他の催し・講座など

★**子どもの本のつどいinいおぎ「読書の楽しさを学びませんか」**

時・内・師①12月2日(出)＝「人生のボード」(盲人のイラストレーター・エム ナマエ) ②19年2月10日(出)＝「読書へのアニマシオン～子どもと楽しく遊ぼう」(アニマシオン研究家・黒木秀子) / いずれも午前10時～正午(受付は9時45分～) (場)荻窪小学校(善福寺1-10-19) (対)小学生以上の方(定)100名(先着順) (費)無料(申)当日、直接会場へ(同)いおぎ土曜クラブ事務局・岩淵☎5310-2326

★**杉並区保護司会・杉並区更生保護女性会講演会「あなたは子どもの心が見えますか」**

時12月5日(火)午前10時～正午(場)阿佐谷地域区民センター(阿佐谷南1-47-17) (師)元東京少年鑑別所所長・山下武子(定)90名(先着順) (費)無料(申)当日、直接会場へ(同)杉並区更生保護女性会会長・古畑☎3390-7678

★**住まいの勉強会と相談会**

時12月8日(金)午後1時30分～4時(場)すぎなみNPO支援センター(阿佐谷南1-47-17) (内)講演「失敗しないためのリフォーム業者の選び方」、専門家による個別相談会(同)NPO法人住環境ネット理事・三輪哲哉(定)30名(費)500円(資料代) (申)・同電話、ファクスまたはEメール(4面記入例参照)で、NPO法人住環境ネット☎5494

～5650 FAX5494 - 5655 info@npo-jyukankyo.netへ

★**家庭学級「インターネット安心・安全講座」**

時12月1日(金)午後1時～2時20分(0時30分開場) (場)杉並第八小学校図書室(高円寺南2-40-24) (内)子どもたちがトラブルに巻き込まれないための安全なインターネットの活用方法(師)ネット社会と子どもたち協議会・佐藤綾子(定)70名(先着順) (費)無料(申)当日、直接会場へ(同)杉並第八小学校PTA・増田☎5934-6996(他)車での来場はご遠慮ください

★**家庭学級「心豊かな子育てしませんか」**

時・内・師①12月16日(出)＝伝統文化を学んで国際人になろう(文化庁文化財部伝統文化課長・小松弥生) ②19年1月27日(出)＝諸外国の教育改革を知ろう～スウェーデンおよび北欧諸国編(聖心女子大学文学部教育学科助教授・澤野由紀子) / いずれも午後1時30分～3時30分(場)セッション杉並(梅里1-22-32) (定)各40名(先着順) (費)無料(申)・同電話またはファクス(4面記入例参照)に希望回も書いて、12月10日までに杉並子ども未来委員会・吉橋☎・FAX3321-7660へ

★**日中現代芸術作品交流展**

時12月22日(金)～27日(水)午前10時～午後6時30分(初日開幕式は3時～、最終日は3時まで) (場)セッション杉並(梅里1-22-32) (内)日中現代芸術家と芸術愛好者による水墨画、墨彩画、日本画、油画、てん刻、書道、写真、彫刻、切り絵などの展示(費)無料(申)当日、直接会場へ(同)在中国現代芸術家協会・李☎090-6160-0732

★**野外伝承遊び大会**

小中学生と親や地域の方が一緒になって行う、異年齢集団の野外伝承遊びの大会です。

時12月2日(日)午前8時30分～午後4時(場)桃井第一小学校(桃井2-6-1) (内)午前中＝遊び(竹とんぼ、お手玉、石当て、こま、おしくらまんじゅう、鬼ごっこなど)と工作▷午後＝競技大会(石当て、竹とんぼ、お手玉)と上位入賞者の表彰(対)小中学生とその保護者(定)200名(費)無料(材料費は実費) (申)区立小中学校で配布される申込用紙を学校に提出(同)青少年交友協会内「学校における体験活動実施委員会」☎3262-7471

★**郷土史講座「来年のエト(十二支)猪」**

時12月3日(日)午後1時30分～4時(場)阿佐谷地域区民センター(阿佐谷南1-47-17) (師)法政大学講師・長沢利明(定)80名(費)500円(杉並郷土史会会員300円) (申)当日、直接会場へ(同)杉並郷土史会・原田弘☎3312-6623

★**杉並・荻窪税務署合同開催「所得税青色決算兼消費税説明会」**

時12月4日(月)～7日(木)・11日(月)・12日(火)午前9時45分～午後4時(場)杉並公会堂(上荻1-23-15) (同)杉並税務署☎3313-1131または荻窪税務署☎3392-1111

★**11月は「賃金不払残業解消キャンペーン月間」**

東京労働局では、毎年11月を「賃金不払残業解消キャンペーン月間」と定め、労働時間管理の適正化と賃金不払残業の解消を図るために関係労使が具体的な取り組みを行うよう呼びかけています。期間中は、説明会などの開催、事業場に対する監督指導、無料ダイヤルの実施(11月23日祝)などを行います。

(同)東京労働局労働基準部監督課☎3814-5314

その他

★**杉並・荻窪税務署合同開催「所得課税・消費**

税説明会」

時12月4日(月)～7日(木)・11日(月)・12日(火)午前9時45分～午後4時(場)杉並公会堂(上荻1-23-15) (同)杉並税務署☎3313-1131または荻窪税務署☎3392-1111

★**11月は「賃金不払残業解消キャンペーン月間」**

東京労働局では、毎年11月を「賃金不払残業解消キャンペーン月間」と定め、労働時間管理の適正化と賃金不払残業の解消を図るために関係労使が具体的な取り組みを行うよう呼びかけています。期間中は、説明会などの開催、事業場に対する監督指導、無料ダイヤルの実施(11月23日祝)などを行います。

(同)東京労働局労働基準部監督課☎3814-5314

《働く方のためのジョイフル教養講座》

講座名(定員)	日時	内容/講師	場所	受講料	申込締切
助け合う!災害時のノウハウ(20)	19年1月31日(水)、2月7日(水)午後6時30分～8時30分(計2回)	災害が起こってからでは遅すぎる。災害時のノウハウを学び、障害者の方々とも信頼し合えるコミュニケーションづくりをめざします。/杉並ボランティア推進センター職員	あんさんぶる荻窪(荻窪5-15-13)	無料	1月23日
脳を10歳若返りさせるトレーニング(25)	1月9日～3月13日の毎週火曜日(2月13日(火)は12日(祝)に変更)午後6時30分～8時(計10回)	基本的な計算や算数ゲームに取り組みながら脳を活性化しましょう。日常生活をより若く楽しく過ごすための健康法です。/元数学教材製作・指導 大島和美	勤労福祉会館(桃井4-3-2)	4100円	12月15日
司会って楽しいミニ実技コース(20)	①1月9日②23日③2月6日・20日、3月6日・20日いずれも火曜日午後6時30分～8時30分(計6回)	マイクの扱い方、アナウンスの実技、イベント・ステージや冠婚葬祭など、いろいろな司会の実技を勉強します。/司会・ナレーター 林幸子	①勤労福祉会館②産業商工会館(阿佐谷南3-2-19)③阿佐谷地域区民センター(阿佐谷南1-47-17)	3000円	12月15日
視覚障害者が映画を楽しむ副音声作り(20)	1月13日～3月31日の毎週土曜日(1月27日、2月24日を除く)午後2時30分～5時(計10回)	視覚障害者が映画を楽しむために、テレビの副音声に似た映画の視聴覚情報を補うナレーションづくりを学びます。/City Lights講師	あんさんぶる荻窪	3500円	12月19日
懐かしの映画音楽をコースで(25)	1月15日～3月19日の毎週月曜日(2月5日、3月12日を除く)午後6時45分～8時45分(計8回)	皆さんの耳に残っている懐かしいスクリーンミュージック。思い出をもう一度日本語と原語で楽しみましょう。/テノール歌手 鹿内芳仁	勤労福祉会館	5000円	12月19日
リコーダーで奏でるジャズの名曲(25)	1月13日・20日、2月3日・10日・17日・24日、3月10日・17日・24日、4月7日いずれも土曜日午後2時～4時(計10回)	音楽を通して心身ともにリフレッシュしましょう。ジャズの名曲をリコーダーで演奏しましょう。/作・編曲家 森重恭典	勤労福祉会館	6200円(リコーダー代別)	12月15日
親子でカラダで遊ぼう(15組)	12月16日(出)午後1時～4時	親子一緒に紙や布を使って体をたっぴり動かし遊みましょう。親子のスキンシップやコミュニケーションが高まります。/体奏家 新井英夫	荻窪体育館(荻窪3-47-2)	1200円(保険料含む)	12月5日
暮らしのすみ化による貯蓄と株式投資①(35)	1月13日(出)午前10時～正午	退職前に考える豊かなセカンドライフ、株式投資入門/一級建築士 寺尾信子、野村證券アドバイザー	野村證券荻窪支店(上荻1-8-8)	無料	12月15日
暮らしのすみ化による貯蓄と株式投資②(35)	2月17日(出)午前10時～正午	永いセカンドライフ、暮らしのすみ化を計り貯蓄についても学び、気持ちのよい生活づくりを学びます/①と同じ	野村證券荻窪支店	無料	1月23日

仕事をしている方が参加しやすい日時(勤労者福祉協会が主催で開講する教養講座です。)

時・内・定左表のとおり(対)区内在住・在勤の勤労者で原則全回出席できる方(申)ハガキ(4面記入例参照)に職業・勤務先の電話番号も書いて、各講座締切日(必着)までにNPO法人スクール・アドバイス・ネット代を含みます

仕事をしている方が参加しやすい日時(勤労者福祉協会が主催で開講する教養講座です。)

時・内・定左表のとおり(対)区内在住・在勤の勤労者で原則全回出席できる方(申)ハガキ(4面記入例参照)に職業・勤務先の電話番号も書いて、各講座締切日(必着)までにNPO法人スクール・アドバイス・ネット代を含みます

働く方のためのジョイフル教養講座

みんなが支える「国民年金」

国民年金制度は昭和36年に創設され、当初20歳であった方が本年、老齢基礎年金の受給を開始される節目の年を迎えています。老後の生活を支える柱として、また、万一重い障害を持つことになった時などの強い味方として、重要な役割を担っています。

国民年金のメリット

◆頼れる終身年金です

20歳～60歳までの四〇年間のうち、保険料納付済期間と免除期間などの合計が二五年以上あれば、生涯、年金を受け取ることができます。

◆税制上も有利です

納めた保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。

◆国の負担率が引き上げになります

支払った保険料以外に国が年金額の三分の一を負担していますが、平成21年度を目途に二分の一に引き上げられます。

20歳になったら全員加入

◆必ず加入しなければならぬ方

① **第一号被保険者**：日本在住の20歳以上60歳未満の方で、自営業者、学生、アルバイトの方など。保険料は月額一万三六〇〇円(18年度)で、まとめて前納すると割引になります。また、将来の年金額を増やす付加保険料の制度(月額四〇〇円増)もあります。

② **第二号被保険者**：会社員、公務員など厚生年金や共済組合に加入している方。保険料は給料から天引きされます。

③ **第三号被保険者**：第二号被保険者に扶養されている配偶者。

保険料を納める必要がなく、扶養者の勤務先に届出が必要ありません。

◆希望により加入できる方

① 日本国籍で国外在住の20歳以上65歳未満の方
② 日本在住の60歳以上65歳未満の方
③ 65歳以上70歳未満で、老齢基礎年金などの受給権のない方

◆希望により加入できる方

所得の減少や失業などで納付が困難な方は、申請して認められると保険料が免除または猶予になる制度があります。内容は下表のとおりです。

なお、若年者納付猶予は30歳未満の方が、学生納付特例は、大学(院)、短期大学、高等専門学校、専修・専門学校および各種学校など(夜間・通信制を含む)に在学する学生が対象です。

※免除・猶予が承認された期間中は、年金受給資格期間に算入されません。なお、一部納付(免除)は、一部納付額を期限までに納めなかった場合、その期間は免除が無効となり未納期間となります。免除や猶予が認められた期間は一〇年以内ならば、あとから納付することが可能です(経過期間に応じて一定の利率が加算されます)。

※退職などの特例的な事情の場合

受け取る年金の種類

◆老齢基礎年金

国民年金に加入して、保険料納付済期間や免除期間などの合計が二五年以上ある方が、65歳から受給できます。年金額は、(18年度)七九万二〇〇円(四〇年間保険料納付済で、65歳受給開始の場合)です。

◆障害基礎年金

国民年金加入中または20歳前に初診日のある病気やけがによって重い障害を持ち、日常生活に支障のある方が受けられます(保険料の納付など要件があります)。

◆遺族基礎年金

国民年金加入者または老齢基礎年金の受給資格を満たした方が亡くなったとき、扶養されていた子のいる妻または子が受けられます。受給期間は、子が18歳に達した日以降の最初の3月31日までです。なお、子に障害があるときは20歳に達するまでです(保険料の納付など要件があります)。

◆特別障害給付金制度

65歳未満の方で、平成3年3月以前に学生だった方、昭和61年3月以前に厚生年金、共済組合加入者の配偶者だった方で、国民年金に任意加入しなかった期間に初診日があり、現在、障

こんなときには杉並社会保険事務所へ

〒166-8550 高円寺南2-54-9 ☎3312-1511
社会保険庁 <http://www.sia.go.jp/>

国民年金の業務は、区役所の国民年金係と国の機関である杉並社会保険事務所の二つに分かれて行っています。次の内容については、杉並社会保険事務所まで扱っています。

- ◆国民年金保険料に関すること
納付の確認、保険料納付書の請求、口座振替に関すること、年金加入記録など
- ◆年金を受け取っていた方が亡くなったとき
(ただし障害基礎年金などの受給者が亡くなった場合は区役所です)
- ◆厚生年金に加入したことがあるか、第3号被保険者だった期間のある方が年金の受給手続きを行うとき
- ◆離婚時の厚生年金の分割についての情報提供
19年4月から、離婚時の厚生年金の分割制度が導入されます。それに先立ち、必要な情報を杉並社会保険事務所まで請求することができるようになりました。年金手帳や戸籍謄抄本など必要な書類がありますので、事前にお問い合わせください。
- ◆国民年金推進員(非常勤の国家公務員)が制度のPR、保険料納付などについて、区内の国民年金加入者宅を訪問しています。写真付きの身分証明書を携帯しています。不審に思われたときは杉並社会保険事務所までご確認ください。

国民年金ならではの制度

◆寡婦年金

第一号被保険者の保険料納付済期間などが二五年以上ある夫(婚姻期間一〇年以上)が年金を受けずに亡くなったときに、妻が受けられます。

◆死亡一時金

第一号被保険者として保険料を三年以上納めた方が年金を受けずに亡くなったとき、同一生計だった遺族が受けられます。

● **社会保険庁の電話年金相談「ねんきんダイヤル」をご利用ください**

受付時間は、午前8時30分～午後5時15分です(土・日曜日、祝日、年末年始は除く)。

◆ **年金請求などの相談**
☎05701051165

〈国民年金保険料免除・猶予制度〉

種類	所得審査が必要な対象者	所得基準	納める保険料額	年金額の計算
全額免除	本人・配偶者・世帯主	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円	無	3分の1月
4分の1納付	本人・配偶者・世帯主	78万円 + 各種控除	3470円	2分の1月
半額納付	本人・配偶者・世帯主	118万円 + 各種控除	6930円	3分の2月
4分の3納付	本人・配偶者・世帯主	158万円 + 各種控除	1万400円	6分の5月
若年者納付猶予	本人・配偶者	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円	無	0
学生納付特例	本人	118万円 + 各種控除	無	0

◆ **既に年金を受けている方の年金相談**
☎05701071165

施設名(住所)		民間事業者が経営しています。予約・問い合わせは、各申込先へ。	
申込先	施設名(住所)	湯の里「杉菜(すぎな)」(神奈川県足柄下郡湯河原町宮上279)	ホテル・コニファーいわびつ(群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町字岩櫃山4399)
	電話番号(受付時間)ファクス	☎0120-465-002 ☎0465-62-4805 (午前9時～午後8時、年中無休)	☎0279-68-5338 (午前9時～午後8時、年中無休) FAX0279-68-5417
インターネット	インターネット	http://www.yunosato-sugina.com/sugina/	http://www.iwabitsu.co.jp/
	料金	各施設の予約ができます(区ホームページの「生活ガイド」からも接続できます)	各施設の予約ができます(区ホームページの「生活ガイド」からも接続できます)
平日	大人	区民=7980円～ 一般=8400円～	7980円～(区民冬期平日割引=19年1月8日～3月16日=7000円(入湯税込み))
	子ども	区民=5565円～ 一般=5985円～	6300円～
休前日	大人	区民=9030円～ 一般=9450円～	9030円～
	子ども	区民=6615円～ 一般=7035円～	7350円～
入湯税	12歳以上150円	中学生以上150円	
休館日	12月20日・21日	12月13日・14日、19年1月16日～18日、2月13日～15日	
申込開始日	宿泊開始日の6カ月前の日		

▶左記の民間施設を利用するにあたっての注意事項▶

- ① 区の宿泊補助の適用を受けるためには、運転免許証・杉並区民証・健康保険証・障害者手帳など区内在住の証明になるもの(コピー可)を現地施設で提示のうえ、書類に記入してください(お持ちにならない時は宿泊補助は適用されません。また、払い戻しはしません)。
- ② 富士学園は小学生以上に、弓ヶ浜クラブは5歳以上に宿泊料金が適用されます。
- ③ 宿泊の予約は、申込先に直接ご連絡ください。ファクスは予約可否の返信をします。近畿日本ツーリスト区役所内営業所では宿泊予約は受け付けません。
- ④ 季節(年末年始、夏季など)、利用人数により宿泊料金が左記と異なる場合があります。詳細は申込先にお問い合わせください(富士学園・弓ヶ浜クラブは学校優先使用のためご利用いただけない日もあります)。
- ⑤ 各施設のパンフレットは区役所、区民事務所・分室、駅前事務所、地域区民センター、区民集会所にあります。

直営施設	
施設	教職員研修所「秋川荘」(あきる野市五日市) ☎042-596-0693
料金1泊2食	大人=4400円、子ども=2700円。年末年始(12月29日～19年1月3日)=大人5400円、子ども3700円
申込方法	19年1月の利用申し込み=研修使用日以外は、12月11日から使用日の原則3日前まで(前日と前々日は施設の都合による)電話または窓口で受け付けます。なお、12月11日は電話のみの受け付け(先着順)となります。予約の取れた方には、使用承認書をお送りしますので、忘れずに現地施設にお持ちください。利用料金などは現地施設でお支払いください。
休館日	19年1月11日
問い合わせ先	近畿日本ツーリスト区役所内営業所 ☎3312-6431(直通)へ(午前8時30分～午後5時。土・日曜日、祝日は除く)。

育てよう一人一人の人権意識

思いやりの心・かけがえのない命を大切に

人は生まれながらにして自由で平等であり、だれもが人間として幸せな生活を送る権利を持っています。しかし、人種・信条・性別・社会的身分・門地などによって不当な差別を受け、苦しんでいる方がいます。この機会に、人権の持つ意味とその大切さについてあらためて考えてみましょう。

配偶者からの暴力は人権侵害かつ犯罪です

自分のパートナーなどを、力で思い通りにさせる行為は、相手の人権を認めない恥すべき行為です。

配偶者からの暴力は、家庭内だけの問題、当事者間だけの問題ではなく、社会全体で解決すべき問題です。私たち一人ひとりが、配偶者からの暴力は身近にある重大な人権侵害であることとよく理解し、配偶者からの暴力を認めない社会を築いていきたいと思います。

暴力を振るわれている方、その相談を受けた方は、男女平等推進センター、福祉事務所、警察署に相談してください。

子どもの人権を守ろう

保護者などによる児童の虐待、児童買春や児童ポルノ、子ども間のいじめなど、子どもの人権にかかわる問題が多く発生しています。

特に虐待は、相談・通報件数とも増加の一途をたどり、虐待を受けて子どもが死亡する痛ましい事件も発生するなど、社会全体として早急に取り組むべき課題になっています。

子どもの命や心身の発達に深刻な影響を及ぼすこれらの問題に対して関心を向け、すべての子どもたちが、一人の人間として尊重され、健やかに育つことができる環境づくりに向け努力することが必要です。

子どもの様子がいつもと違うと感じたり、虐待やいじめがわかったときはご相談ください。

子どもと家庭の総合相談センター ☎5929-1901

〈人権問題でお困りの時はご相談ください〉

◆区政相談課	
毎月第3金曜日の午後1時～4時(受付は3時まで)	
◆人権擁護委員	
氏名(住所)	電話番号
安部陽一郎(南荻窪)	☎5211-7361
上野伊知郎(松ノ木)	☎3355-0251
小野忠(松ノ木)	☎3311-0774
久保田恵政(堀ノ内)	☎3312-2532
白石光征(下井草)	☎5283-3818
高石昌子(成田東)	☎5410-6070
高橋裕子(阿佐谷南)	☎3316-0701
林伸子(上井草)	☎5932-5441
松本徹子(荻窪)	☎5545-6471
三浦範子(西荻北)	☎3390-6988
森村智恵子(南荻窪)	☎3331-3031
矢澤久美子(阿佐谷北)	☎3339-8935
柳澤純子(荻窪)	☎3393-4450
◆東京法務局	☎5689-0518
◆女性の人権ホットライン	☎0570-070-810
◆子どもの人権110番	☎0570-070-110
◆夜間人権ホットライン 東京都人権啓発センター での電話無料法律相談	12月8日(金)午後5時～8時 ☎5808-3115

待、児童買春や児童ポルノ、子ども間のいじめなど、子どもの人権にかかわる問題が多く発生しています。

特に虐待は、相談・通報件数とも増加の一途をたどり、虐待を受けて子どもが死亡する痛ましい事件も発生するなど、社会全体として早急に取り組むべき課題になっています。

子どもの命や心身の発達に深刻な影響を及ぼすこれらの問題に対して関心を向け、すべての子どもたちが、一人の人間として尊重され、健やかに育つことができる環境づくりに向け努力することが必要です。

子どもの様子がいつもと違うと感じたり、虐待やいじめがわかったときはご相談ください。

子どもと家庭の総合相談センター ☎5929-1901

子どもと家庭の総合相談センター ☎5929-1901

子どもと家庭の総合相談センター ☎5929-1901

子どもと家庭の総合相談センター ☎5929-1901

子どもと家庭の総合相談センター ☎5929-1901

待、児童買春や児童ポルノ、子ども間のいじめなど、子どもの人権にかかわる問題が多く発生しています。

特に虐待は、相談・通報件数とも増加の一途をたどり、虐待を受けて子どもが死亡する痛ましい事件も発生するなど、社会全体として早急に取り組むべき課題になっています。

子どもの命や心身の発達に深刻な影響を及ぼすこれらの問題に対して関心を向け、すべての子どもたちが、一人の人間として尊重され、健やかに育つことができる環境づくりに向け努力することが必要です。

子どもの様子がいつもと違うと感じたり、虐待やいじめがわかったときはご相談ください。

子どもと家庭の総合相談センター ☎5929-1901

子どもと家庭の総合相談センター ☎5929-1901

子どもと家庭の総合相談センター ☎5929-1901

子どもと家庭の総合相談センター ☎5929-1901

子どもと家庭の総合相談センター ☎5929-1901

杉並区 人権フェスティバル2006

「子どもたちからのメッセージ」～やさしさを大切に 思いやりの心を育てよう

時12月9日(土)午後1時(0時30分開場) 場セシオン杉並(梅里1-22-32)

内「すこやかにしなやかに」詩の朗読とピアノ演奏(出演=谷川俊太郎、谷川賢作)、吹奏楽(出演=都立杉並高等学校吹奏楽部)、井草囃子(出演=区立桃井第五小学校井草ばやしクラブ)、子どもたちからの人権メッセージ(出演=区内小中学生)

無料(当日、直接会場へ) 区役所いつでも電話サービス ☎#8800、☎3372-8800または区政相談課(人権パネル展(小中学生の作品と著名人の色紙を展示)を12月9日(土)・10日(日)午前10時～午後5時にセシオン杉並で開催しています)

めには、より深く障害について理解することが重要です。

部落差別をなくそう

部落差別問題(同和問題)は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分差別により、一部の方が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお、結婚や就職、日常生活の中でさまざまな差別を受けているのが固有の重大な社会問題です。この差別をなくすためには、同和問題への正しい理解と認識を持ち、国民全体の課題として差別の解消に努めていくことが大切です。

犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう

犯罪被害者やその家族・遺族は、被害による精神的な苦痛や体調の不良、周囲の無責任なうわさや中傷など、様々な問題に苦しめられています。これまでに十分な支援を受けることができませんでした。そこで区では、全国自治体に先駆けて「総合支援窓口」を開設し、犯罪被害者等へ次のような支援を行っています。一人が悩まず、お気軽にご相談ください。

外国人も地域の一員

区には一万人を超える外国人が暮らしています。そうした方の中には、文化や生活習慣の相違などによる誤解や行き違いで、偏見を持たれたり、入店拒否や入居、就労など、様々な差別や嫌がらせを受けている方がいます。

拉致問題の早期解決を

北朝鮮による日本人拉致事件は、今なお完全な解決に至っていません。拉致は、許されない行為であり、重大な人権侵害です。6月には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日、16日の一週間が「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定められました。

人口と世帯

18年11月1日現在、()は前月比

総人口	52万9957人 (355増)
人口	51万9266人 (246増)
男	25万0809人 (36増)
女	26万8457人 (210増)
世帯	28万3979 (175増)

	荻窪保健センター(荻窪5-20-1) ☎3391-0015	高井戸保健センター(高井戸東3-20-3) ☎3334-4304	高円寺保健センター(高円寺南3-24-15) ☎3311-0116	上井草保健センター(上井草3-8-19) ☎3394-1212	和泉保健センター(和泉4-50-6) ☎3313-9331
健康相談(検査は有料) 直接会場へ	8・22日 午前9時～10時30分	7・21日 午前9時～10時30分	5・19日 午前9時～10時30分	7・15日 午前9時～10時30分	7・21日 午前9時～10時30分
子育てに関する相談(計測)・子育て交流	14日 午前9時15分～10時30分	1日 午後1時15分～3時	22日 午前9時30分～10時15分	20日 午前9時～10時	18日 午前9時30分～10時30分
母親学級・母子健康手帳を持って直接会場へ	6・13・20・27日	12月はありません	1・8・15・20日	7・21日	12月はありません
パパ・ママ学級	20日(事前申込制)	12月はありません	15日(事前申込制)	14日(事前申込制)	12月はありません
離乳食講習会(無料) 直接会場へ	20日(電話予約制) 午前10時～正午	7日 午前10時30分～正午	12月はありません	12日 午前10時30分～正午	21日 午後1時30分～3時
乳幼児歯科相談(無料) …電話予約	7・21日 午後1時15分～2時30分 8・22日 午前9時～10時30分	1・15日 午後1時15分～2時30分 4・18日 午前9時～10時30分	7・14日 午後1時15分～2時30分 5・19日 午前9時～10時30分	13日 午後1時15分～2時30分 7・20日 午前9時～10時30分	11日 午後1時15分～2時30分 5・18日 午前9時～10時30分
歯の健康相談(無料)	9日(土)午後1時～3時30分	杉並区歯科医師会(阿佐谷南3-34-3)	問い合わせは、☎3393-0391へ		
ものわすれ相談(無料) …電話予約	6日 午後1時30分～	12日 午前9時30分～	8・15日 午後1時30分～	7日 午後1時30分～	14日 午後1時30分～
心の健康相談(無料) …電話予約	15・21日 午後1時30分～	7日午後1時30分～ 21日午前9時30分～	1日・21日 午後1時30分～	13日 午後1時30分～	11月30日 午後1時30分～

いじめ…ひとりで悩まないで、まず、電話を!

済美教育センター教育相談 ☎3317-1190
月～金曜日午前9時～午後4時(祝日を除く)

子ども家庭支援センターゆうライン ☎5929-1901
月～土曜日午前9時～午後7時(祝日を除く)

警視庁ヤング・テレホン・コーナー ☎3580-4970
月～金曜日午前8時30分～午後8時(土曜・日曜・祝日は午後5時まで)

東京弁護士会子どもの人権110番 ☎3503-0110
月～金曜日午後1時30分～4時30分、午後5時～8時、土曜日午後1時～4時

東京都教育相談センター ☎3493-8008
月～金曜日午前9時～午後9時(土・日曜・祝日は午後5時まで)

※いずれも、年末年始は除きます。

◆12月の各種健康相談◆

	荻窪保健センター(荻窪5-20-1) ☎3391-0015	高井戸保健センター(高井戸東3-20-3) ☎3334-4304	高円寺保健センター(高円寺南3-24-15) ☎3311-0116	上井草保健センター(上井草3-8-19) ☎3394-1212	和泉保健センター(和泉4-50-6) ☎3313-9331
健康相談(検査は有料) 直接会場へ	8・22日 午前9時～10時30分	7・21日 午前9時～10時30分	5・19日 午前9時～10時30分	7・15日 午前9時～10時30分	7・21日 午前9時～10時30分
子育てに関する相談(計測)・子育て交流	14日 午前9時15分～10時30分	1日 午後1時15分～3時	22日 午前9時30分～10時15分	20日 午前9時～10時	18日 午前9時30分～10時30分
母親学級・母子健康手帳を持って直接会場へ	6・13・20・27日	12月はありません	1・8・15・20日	7・21日	12月はありません
パパ・ママ学級	20日(事前申込制)	12月はありません	15日(事前申込制)	14日(事前申込制)	12月はありません
離乳食講習会(無料) 直接会場へ	20日(電話予約制) 午前10時～正午	7日 午前10時30分～正午	12月はありません	12日 午前10時30分～正午	21日 午後1時30分～3時
乳幼児歯科相談(無料) …電話予約	7・21日 午後1時15分～2時30分 8・22日 午前9時～10時30分	1・15日 午後1時15分～2時30分 4・18日 午前9時～10時30分	7・14日 午後1時15分～2時30分 5・19日 午前9時～10時30分	13日 午後1時15分～2時30分 7・20日 午前9時～10時30分	11日 午後1時15分～2時30分 5・18日 午前9時～10時30分
歯の健康相談(無料)	9日(土)午後1時～3時30分	杉並区歯科医師会(阿佐谷南3-34-3)	問い合わせは、☎3393-0391へ		
ものわすれ相談(無料) …電話予約	6日 午後1時30分～	12日 午前9時30分～	8・15日 午後1時30分～	7日 午後1時30分～	14日 午後1時30分～
心の健康相談(無料) …電話予約	15・21日 午後1時30分～	7日午後1時30分～ 21日午前9時30分～	1日・21日 午後1時30分～	13日 午後1時30分～	11月30日 午後1時30分～

うつ・ひきこもり・精神疾患・思春期問題・依存症の保健相談も行います

(注)1. 杉並区に転入し、妊婦・乳幼児健診受診票、予防接種受診票が必要な方は、各保健センターまたは区役所東棟1階保健福祉相談窓口へ。
2. 荻窪保健センターの離乳食講習会は電話予約制で、申し込みは当月1日(土・日曜、祝日の場合は最初の平日)からです(先着30名)。
3. 荻窪保健センターの母親学級は電話予約制で、定員25名・先着順です。